

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和3年4月22日答申分

○答申の概要

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正を必要としたもの | 2件 |
| 厚生年金保険関係 | 2件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000227号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100001号

第1 結論

1 請求期間②について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成27年12月18日、標準賞与額を16万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間③について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年8月10日、標準賞与額を15万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間④について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成28年12月20日、標準賞与額を16万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑤について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年8月7日、標準賞与額を15万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間⑥について、請求者のA社における賞与支払年月日を平成29年12月19日、標準賞与額を16万6,000円に訂正することが必要である。

請求期間②から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る請求期間②から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 請求者のA社における標準賞与額について、請求期間④は16万5,000円、請求期間⑤は15万5,000円、請求期間⑥は17万円に訂正することが必要である。

請求期間④、⑤及び⑥の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

3 その余の請求期間については、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 平成2年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成24年12月
② 平成27年12月
③ 平成28年8月
④ 平成28年12月
⑤ 平成29年8月
⑥ 平成29年12月

私は、請求期間①から⑥までにおいて、A社から賞与を支給されていたが、国の記録では、請求期間①から⑥までに係る賞与の記録が無い。保険料を控除されていた記憶があるので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間②から⑥までについて、A社から提出された請求者に係る平成27年から平成29年までの賞与一覧表（以下「賞与一覧表」という。）及びB銀行から提出された請求者に係る「預金共通月中異動および残高明細表」（以下「残高明細表」という。）により、請求者は、請求期間②から⑥までにおいて事業主から賞与の支給を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間②から⑥までに係る標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間②は16万5,000円、請求期間③は15万5,000円、請求期間④は16万2,000円、請求期間⑤は15万2,000円、請求期間⑥は16万6,000円とすることが妥当である。

また、賞与支払年月日については、残高明細表における賞与振込年月日から請求期間②は平成27年12月18日、請求期間③は平成28年8月10日、請求期間④は同年12月20日、請求期間⑤は平成29年8月7日、請求期間⑥は同年12月19日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑥までについて、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、提出したか否か、また、保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して

行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間④、⑤及び⑥について、賞与一覧表によると、請求者の請求期間④、⑤及び⑥に係る賞与額に見合う標準賞与額は、保険料控除額に見合う標準賞与額よりも高額であることが確認できる。

したがって、請求者の標準賞与額については、賞与一覧表により確認できる賞与額から、請求期間④は16万5,000円、請求期間⑤は15万5,000円、請求期間⑥は17万円に訂正することが必要である。

請求期間④、⑤及び⑥の訂正後の標準賞与額（上記第3の1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

- 3 請求期間①について、A社は、請求者に対しては、入社から1年を経過していなかったことから、請求期間①に係る賞与を支給していない旨回答している。

また、残高明細表において平成24年12月に賞与の振込は確認できない上、C町は、請求者に係る平成25年度の所得を証明する資料は無い旨回答しており、請求者の請求期間①の賞与額及び保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間①における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東北(受)第2000229号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第2100002号

第1 結論

請求者のA社における請求期間①の標準賞与額を18万6,000円、請求期間②の標準賞与額を26万円、請求期間③の標準賞与額を15万6,000円、請求期間④の標準賞与額を20万5,000円、請求期間⑤の標準賞与額を21万円、請求期間⑥の標準賞与額を20万2,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑥までの標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料(以下「保険料」という。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成27年8月6日
② 平成27年12月28日
③ 平成28年8月8日
④ 平成28年12月27日
⑤ 平成29年12月29日
⑥ 平成30年7月31日

私が所持している賞与明細書によると、A社から請求期間①から⑥までの賞与が支払われており、当該賞与に係る保険料が控除されていることが確認できるが、当該賞与に係る年金記録が無い。請求期間①から⑥までの賞与明細書及び預金通帳を提出するので、請求期間①から⑥までの賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑥まで（以下「本件請求期間」という。）について、請求者から提出されたA社の名称が記載されている本件請求期間の賞与明細書及び預金通帳並びに支払者が同社である平成27年分から平成30年分までの給与所得の源泉徴収票、同社の同僚から提出された同社の名称が記載されている本件請求期間の賞与明細書及び預金通帳並びにB市から提出された平成28年度（平成27年分）から平成31年度（平成30年分）までの所得状況等について（回答）により、請求者は本件請求期間において事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、本件請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された本件請求期間の賞与明細書により確認できる賞与額又は保険料控除額から、請求期間①は18万6,000円、請求期間②は26万円、請求期間③は15万6,000円、請求期間④は20万5,000円、請求期間⑤は21万円、請求期間⑥は20万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の実質的な経営陣の代表者は、本件請求期間において、賞与は支給していない旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者を含め同社における本件請求期間の各請求期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる全ての被保険者に係る賞与の記録が確認できない（日本年金機構が管理する年金業務システムにおいて、平成29年7月以降に届出された各種届出書の経過管理状況を把握できるところ、請求期間⑤及び⑥に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届並びに同総括表については事業主から届出された事蹟は確認できない。）ことから、年金事務所は、請求者の本件請求期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、本件請求期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。